

## がん検診の受診勧奨・再勧奨支援事業の概要について

### 1. 事業目的

なら健康長寿基本計画の最終目標である県民の健康寿命日本一を目指すとともに、がん検診受診率50%を達成するため、H25年度から実施してきたモデル事業においてがん検診受診率向上の効果が実証された「がん検診個別受診勧奨・再勧奨（コール・リコール）事業」に取り組む市町村を支援する。

### 2. 新たな補助制度創設の背景

- 平成25年度から、がん検診受診対象者への個別受診勧奨および未受診者への再勧奨について、デル事業として市町村で先行実施  
(H25: 2市町村、H26: 4市町村、H27: 9市町村)
- その結果、例えば川西町では大腸がんの受診者が2.4倍になるなど、各市町村で受診率の向上が見られた



- 平成29年度までにがん検診受診率50%を達成するため、効果が実証された個別受診勧奨・再勧奨事業の取組を県下全市町村に拡大する。
- 市町村の取組を支援するため、市町村に対して人的・財政的支援を実施する。
  - ・人的支援：モデル事業と同様に、県と市町村がともに連携・協働して事業を実施。
  - ・財政的支援：新たな補助制度（がん検診の受診勧奨・再勧奨支援事業補助金）を創設。

### 3. 補助対象経費

#### ①個別勧奨・再勧奨通知のためにかかる経費（補助率 1/2）

##### ア) 対象となる事業

【個別勧奨】すべてのがん検診対象者（40歳～69歳 子宮がん 20歳～69歳）に5つのがん検診の受診案内を記載したリーフレットを送付。  
（賃金・報償費・印刷製本費・通信運搬費・委託料 等）

【再勧奨】 胃・肺・大腸・子宮・乳がんの対象者のうち、がん種を特定し、実施。（賃金・報償費・印刷製本費・通信運搬費・委託料 等）

イ) 補助限度額

市町村毎の経費を人口規模に応じて補助基準額の設定を行う。

人 口	補助基準額 (千円)	補助率
人口 10 万人以上	15, 000	1/2
人口 5 万人以上 10 万人未満	10, 000	
人口 3 万人以上 5 万人未満	5, 000	
人口 1 万人以上 3 万人未満	3, 000	
人口 5 千人以上 1 万人未満	1, 000	
人口 5 千人未満	500	

②がん予防推進員の養成にかかる経費 (補助率 1 / 2)

(講演会講師謝金、費用弁償、需用費、役務費、会場使用料等)

【がん予防推進員とは】

- 自ら率先してがん検診を受診する。
- がん予防、がん検診に関する情報を家族や知人、近隣の身近な人に伝え、がん検診の受診を勧奨する。
- 県や市町村が実施するがんに関するキャンペーン活動に参加する。

補助限度額 1 市町村 250 千円

4. 補助条件

- ① 国立がん研究センター開発の受診勧奨資材、または、専門家の助言指導を受け、ソーシャルマーケティングの手法を生かした効果的な受診勧奨資材を活用し、個別受診勧奨・未受診者再勧奨を行う。
- ② 対象となるがん検診の種類及び年齢は、国のがん検診の指針に定める5がん(胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん)で、40～69歳(子宮がんは20～69歳)とする。  
※科学的根拠に基づくがん検診
- ③ 県と連携協働のもと事業を実施する。
- ④ がん検診個別受診勧奨・再勧奨の国庫補助の対象となる対象者は本補助金の補助対象から除く。
- ⑤ 事業実施後は、前年度受診者との受診率の比較検証を行い、効果検証結果を県に報告すること。

# 平成28年度がん検診の受診勧奨・再勧奨支援事業の概要

## 平成27年度の取組

○がん検診受診率向上をめざし、がん検診の個別受診勧奨・未受診者再勧奨をモデル事業として実施

・モデル事業実施市町村(9市町)

天理市・桜井市・五條市・御所市・葛城市  
川西町・王寺町・広陵町・下市町

参考：H27年モデル事業中間報告速報値(抜粋)

- 桜井市(胃がん) 受診者数4.5倍(平成27年9月末現在)
- 五條市(胃がん) 受診者数2.0倍(平成27年7月末現在)
- 葛城市(胃がん) 受診者数2.1倍(平成27年7月末現在)
- 広陵町(肺がん) 受診者数2.4倍(平成27年9月末現在)

## 平成28年度の取組(案)

○H27年度までのモデル事業検診結果を踏まえ、  
すべての市町村で個別受診勧奨・未受診者再勧奨に取り組み、財政的・人的支援を実施。

### 1. がん検診の受診勧奨・再勧奨に対する支援

<補助制度>

- ◆がん検診対象者(胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮がん)への個別受診勧奨・未受診者再勧奨にかかる経費を助成
  - ・補助率：対象経費の1/2
  - ・補助上限額は、人口規模に応じてきめ細かく設定
  - ・節目年齢は国庫補助制度を活用

県と市町村が連携協働し、事業内容を検討することで、  
より効果的な事業を企画・立案

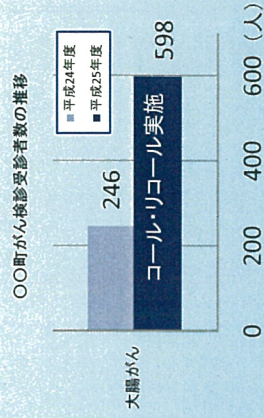
### 2. がん検診普及啓発に対する支援

<補助制度>

- ◆がん予防推進員養成講座等の開催にかかる経費を助成
  - ・補助率：対象経費の1/2

### 3. 効果検証報告会等の開催(県主催)

全市町村を対象に、**国立がん研究センター等**のがん検診受診率向上に関する専門家を講師とした効果検証および報告会の開催。



国立がん研究センター作成の  
受診勧奨リーフレットを活用